

概要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した傷病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、建設業に従事する一人親方の特別加入者であるが、平成〇年〇月〇日、ビル新築工事現場にて組立足場上で作業中、誤って転落しそうになったため、とっさに左手で支えようした時に普段より力が入ったので、左脇腹に電気のような痛みが走った。その後も業務に従事したが、同月〇日に〇医院に受診した結果、「第8胸椎圧迫骨折」と診断され、外来通院後、〇病院に転医し継続加療後、同年〇月〇日治癒となった。

請求人は、本件傷病が業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたが、監督署長は、請求人の本件傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

工事現場での作業中に腰に痛みが起こったものであり、監督署長の不支給処分には納得がいかない。

3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次のとおり述べている。

初診医療機関の医師は、意見書において、「業務と本件傷病との因果関係については不明、病的骨折を疑うも明らかな腫瘍性病変は認めず、工作中的動作で側腹部痛出現しており、因果関係の可能性はある」と述べているが、請求人の災害発生状況及び医証を基に判断した〇地方労災医員の意見は、「受傷機転が明白でないこと、左脇腹を痛めてから、約2週間作業をしていたこと、エックス線写真画像より、第8胸椎椎体辺縁にかすかな骨折像は認められるが、典型的な圧迫骨折はなく、MRI画像からは第8胸椎に腫瘍の疑いがあることから、本件傷病と業務との因果関係は明らかではない。」と所見している。

以上から、本件は本件傷病と業務との間に相当因果関係が認められないため不支給処分とした。

4 審査官の判断

請求人は、平成〇年〇月〇日、ビル新築工事現場のエレベーターシャフト内にて高さ30cm程の足場の上でボード貼りのビス止め作業中、不安定なためバランスを崩した時に思わず足場パイプを掴んでいた左手に力を入れた際、左腰背部を痛めたものである。

その後も痛みを我慢しながら就労していたが、同月〇日に〇医院に受診したところ「第8胸椎圧迫骨折」と診断された。〇病院に転医後も休業加療し同年〇月〇日治癒となった。

請求人に発症した本件傷病と業務との因果関係について、〇医院医師は意見書において、「因果関係は不明。病的骨折を疑ったが明らかな腫瘍性病変は認めず。工作中的動作で側腹部痛出現しており、因果関係の可能性はある。」と述べ、〇病院医師は、症状所見書において、「因果関係の可能性はあり得るかもしれない」と所見している。また、〇地方労災医員は、意見書に「エックス線写真画像で第8胸椎椎体辺縁にかすかな骨折像は認められるが、典型的な圧迫骨折はなくMRI画像からは第8胸椎に腫瘍の疑いがある。」とし「因果関係については明らかでない。」と否定的な所見を述べている。

一方、〇地方労災医員は、意見書において、要旨、「初診時のエックス線像で第8胸椎圧迫骨折がみられ、その後の画像にて明らかに仮骨形成がある。MRIにおいて、第8椎体内に骨輝度変化がみられ骨内血管腫などの骨腫瘍が考えられる。以上から、骨病変が存在するところに外力が加わり、第8胸椎圧迫骨折を生じたものと考えられ、業務上の災害と考える。」また、「仮骨形成の状態からみて、受傷後2か月程度の休業は必要であったと考える。」と所見しており、請求人の災害発生状況及び画像診断等から考察し、妥当な所見と判断する。

以上から、請求人に発症した本件傷病と本件災害との間に相当因果関係が認められることから、本件傷病は業務上の事由によるものと判断する。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分

は妥当ではなく、取り消されるべきである。